

## 山梨県立大学研修生規程

(平成22年4月1日制定 大学2204号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学学則第37条第2項の規定に基づき、研修生に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 研修生となることのできる者は、大学その他の公共的団体からその所属する職員に本学の所定の授業科目に関連した事項について修学させたいため派遣しようとする職員でなければならない。

(申請手続)

第3条 大学その他の公共的団体がその所属職員の研修を希望するときは、所定の期間内に次の各号に掲げる書類を整え、学長に申請しなければならない。

- (1) 申請書(様式第1号)
- (2) 当該職員の履歴書
- (3) 最終学校の卒業又は修了証明書
- (4) 健康診断書(様式第2号)

(選考)

第4条 研修生の受入れの決定は、入学を希望する学部の教授会の議を経て学長が行う。

(期間)

第5条 研修期間は、1年以内とする。ただし、受入れ後、特に必要があると認めた場合には、1年を限度として、学長が延長を許可することができる。

(研修)

第6条 学部長は、研修生の希望を考慮して、その指導にあたる教員を選任するものとする。

- 2 研修生は、学部長の承認を得て、授業等を聴講することができる。
- 3 研修修了者に対しては、希望により修了証書(様式第3号)を交付することができる。

(授業料)

第7条 研修生として入学を許可された者は、学長が別に定める日までに、授業料を全額納付しなければならない。

- 2 研修生の授業料は別に定める。
- 3 研修生の入学検定料及び入学料は、徴収しない。

(実験実習等の費用)

第8条 実験、実習等に要する費用は、研修生の負担とすることがある。

(退学)

第9条 研修生は、研修期間満了前に退学しようとするときは、研修生退学願(様式第4号)により指導教員の承諾を得て、所属学部の教授会の議を経て学長の許可を受けなければならない。

(研修の停止、取消し)

第10条 学長は、研修生が本学の諸規程に違反し、又は研修生としてふさわしくない行為をした場合は、教授会等の議を経て、研修を停止させ、又は研修の許可を取り消すことができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、研修生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。